

従事要件等と研修プログラムに齟齬がある研修希望者を採用した医療機関への対応方針に関する論点について(案)

資料3-1

<現状と課題>

- 各都道府県では、大学医学部に地域枠を設定し、地域医療に従事する強い意志を持った学生(地域枠学生)に対して奨学金を貸与し、将来、特定地域や特定診療科で一定期間従事することを条件に奨学金の返済を免除している。
- 厚生労働省としても、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないようにするために、各基幹型臨床研修病院に対して臨床研修期間中に地域医療への従事要件が課されている研修希望者のリストを送付し、従事要件等と研修プログラムに齟齬がある者については、採用希望順位の登録を行わないよう通知しており、従事要件等に反する研修医を採用している場合には、当該医療機関の補助金の減額や採用人数の減員を今後検討するとしているところ。
- しかしながら、平成29年度においては、臨床研修病院が従事要件と研修プログラムに齟齬がある地域枠の者に対して、採用希望順位の登録や二次募集等における採用試験を行い、最終的に採用となった事例が計9名存在した。これらは、マッチング採用希望順位の登録時や採用試験を行った時点では、奨学金を完済していない等により従事要件がかかっていたが、採用決定(マッチング結果発表)前後に奨学金を返済又は返済計画を策定するなどにより、地域枠に係る契約の破棄を行っていた。
- また、地域枠に係る契約は、民法に基づく金銭貸借契約のため、償還の意志があれば契約の破棄は可能であるが、地域枠で入学した事実までは抹消できず、地域の医師確保を目的とする地域枠制度の趣旨や入試の出願資格等に従事要件の確約等が含まれていることを鑑み、その道義的責任のあり方については検討すべきではないかといった指摘もある。

<論点>

- 地域枠で入学している者について、県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱に合意していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくない旨を周知することについて、どう考えるか。
- 上記取り組みにも関わらず望ましくない者に対して、希望順位登録や二次募集等における採用を行った臨床研修病院については、医師臨床研修部会でのヒアリングを行った上で、必要に応じて、補助金の減額、採用人数の減員又は指定の取消しを検討することについて、どう考えるか。
- 地域枠の従事要件からの離脱が行われていない研修希望者に対し、臨床研修病院が誤って希望順位登録を行うことができないようシステム等改修を行うことについてどう考えるか。